

野外でごみの焼却(野焼き)は 禁止されています!!

野焼きによる、山火事・家屋火災、ボヤなどの通報が相次いでいます。野外で
ごみなどの焼却行為は禁止され、違反すると罰則を受けることとなります。
簡易焼却炉・ドラム缶・コンクリートブロックで囲った場所などで、ごみを燃やさないでく
ださい!! ※煙が出る焼却炉は、野焼きに該当する場合があります。

罰則 ※不法投棄、野外焼却については廃棄物処理法により
罰則が規定されています。(未遂行為も罰せられます)

懲役5年以下または、1,000万円以下の罰金また
はその両方が科せられます。 ※法第25条第1項第15号
法人の場合は、3億円以下の罰金です。 ※法人重課 法第32条第1号

※野焼きは、ダイオキシン類の排出などにより環境被害を
もたらしますので絶対にやめましょう!!

クールビズ 快適に働くスタイル

考えてみませんか?

環境省が推奨しているCool Biz(クールビズ)。冷房時に室内温度28℃を目安に
夏を快適に過ごすライフスタイルが定着してきています。
それでも、「まだ暑い」と感じますよね?
そこで!! 暑い夏を乗り切る過ごし方を考えてみましょう。

快適に働く スタイルを見る

★冷感グッズを使用してひんやり快適!!
・うちわや扇子などを利用して、体感温度を
下げましょう。
・扇風機を効果的に活用して冷たい空気を
循環させましょう。

★グリーンカーテン、ブラインドなどを活用!!
・室外にグリーンカーテンや日よけ、室内は
ブラインドなどを活用して、室温上昇ストップ。

★夏らしいスッキスタイルで!!
・清涼感のある色合いや、薄手の素材感などを活用して快
適に過ごせる服装をしましょう。



事業系ごみの処理は 市内専門業者を ご利用ください!!

- ◆事業系一般廃棄物処理業者(収集・運搬)◆
- (株)小林先二商店 (☎0258-66-2388)
 - (有)寺尾産業 (☎0258-61-2348)
 - (株)高橋産業 (☎0258-66-2986)
 - (株)越 佐 (☎0258-62-2326)

事業系ごみの処理方法

事業系ごみ(産業廃棄物および事業系一般廃棄物)は、事業活動に
伴って生じたごみです。事業者は、自らの責任において適正にごみを
処理しなければいけません。
一般的な企業以外にも、自営業や農家・NPO法人なども該当します。

お知らせ ◆7月1日より事業系ごみ処理手数料がかわります◆
燃えるごみ及び燃えないごみの直接持込の手数料がかわります。
10kgまで100円⇒110円、10kg増すごと100円⇒110円になります。

◆「産業廃棄物」は、産業廃棄物処理業者に依頼するか、自ら産廃処
理施設へ搬入してください。
お問合せ先は、**県ホームページ**または**長岡地域振興局環境センター
環境課**までお願いします。(TEL:0258-38-2532)

◆「事業系一般廃棄物」は、産業廃棄物以外のものごみで事業所から排出
されたごみです。
例] 事務所から出る茶殻、煙草の吸殻、紙くずなど。
処理方法は、自社社員が見附市清掃センターへ直接搬入するか、市内
の事業系一般廃棄物処理業者へ依頼してください。

◆ごみの種類(品目)によって、専門業者へお願いすると
お得に処理できることがあります。
一度、専門業者へ問合せってみませんか?

※詳しくは、「**事業系ごみ減量マニュアル**」裏面をご覧ください。
マニュアルについては、**市役所 市民生活課 生活環境係**までお問合せ
ください。

深呼吸したくなる街 夏号!! エコみつけ

ここはエコのと真ん中

発行・編集

見附市 市民生活課

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

Tel:0258-62-1700

Fax:0258-62-7062

Email:shiminseikatsu@

city.mitsuke.niigata.jp



見附のイメージキャラクター
ミツケ

気をつけてください!!

自営業の方は、特に気をつけ
てください。事業ごみと家庭ご
みを混ぜて町内のゴミステー
ションへ出すと**法律違反**になり
ます。しっかりと分別して処理を
お願いします。

町内のゴミステーションに
事業系ごみは出せません!!



やってみよう! **事業系**
ごみ削減エコアクション

Check 1 **ごみ分別の徹底を!!**

「捨てればごみ、分ければ資源」というように、排出時に徹底的にごみを分別することで、ほとんどのものはリサイクルできます。(CO₂削減につながります。)今一度、職場内でリサイクルできるごみについて考えてみましょう!!

◎生ごみの水きり、食べきりで生ごみ減量化!!

飲食店・スーパーでは毎日多くの生ごみが排出されます。そして、給湯室でも茶殻などの生ごみが出ます。これら生ごみの多くが水分です。そのまま回収処理を行えば排出量が増加するだけでなく、環境にも負荷がかかります。よく、水分を切ってから出しましょう。



食べ終わったお弁当や、ペットボトル等は持ち帰りましょう。ごみ減量にご協力を!!



◎雑紙リサイクルは徹底していますか?

排出されるごみの多くが紙ごみです。きちんと分別することでリサイクルが可能になります。燃えるごみとして出している事業所は、分別の徹底をお願いします。

雑紙リサイクルについて

今まで燃えるごみで捨てていた封筒類、コピー済みの用紙、シュレッダーごみなどは大切な資源ごみです。新聞・雑誌(カタログ類)と一緒に専門業者へ問合せください。また、社内には機密書類や伝票類など、処理が難しいものもありますが、書類等が入った段ボール箱をそのまま裁断処理できる業者があります。雑紙同様、専門業者へ一度ご相談ください。

雑紙(A4版)40枚で1立方メートルに再生されます!!

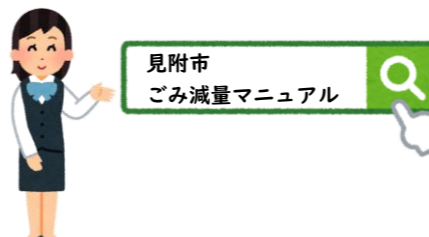
重要 事業系の紙ごみを資源回収棟へ出す事は「不法投棄」となりますので、決して出さないでください。

Check 2

職場内でごみ減量化・資源化リーダーを選任しましょう!

リーダーは3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に努め、職場内のごみ排出量を把握し目標達成の計画を立てましょう。また、職場内のごみが適正に処理されているのか確認することも重要です!!

詳しいことは、「事業系ごみ減量マニュアル」をご覧ください。マニュアルについては、市民生活課 生活環境係までお問合せいただけるほか、市のホームページでも、ご確認いただけます。



※事業系ごみ減量マニュアル表紙



どうも 不法投棄を斬る!!

ご注意ください!!

不法投棄による出動回数および回収量が年々増加しており、令和元年度の不法投棄物回収量は8,350kgでした。今一度、処理の在り方について職場内で確認しましょう!! 処理を間違えると「不法投棄」になります。不法投棄は犯罪です。街のため子供達の将来のためにも、環境美化にご協力をお願いします。そして怪しい人物や車、投棄物を見かけましたら警察署または新潟県不法投棄ホットラインへ連絡しましょう。

★見附警察署: 0258-63-0110
 ★不法投棄ホットライン: 0120-381-790

